

第7期 雲南市農業委員会第31回総会議事録

1. 日 時 令和5年1月24日（火） 13:30～14:25

2. 場 所 市役所5階・全員協議会室

3. 出席委員（16名）

1番	三島 輝昭	2番	板持 斉	3番	三原 治雄	5番	柳原 昌広
7番	小山 益男	8番	神田 邦昭	9番	高橋 一裕	10番	新田 清
11番	川角 茂	12番	林 明夫	13番	奥田 武	14番	渡部 晴夫
15番	小田川 清	16番	吾郷 正司	18番	嘉本 輝雄	19番	加藤 一郎

4. 欠席委員（3名）

4番	堀江 広孝	6番	高橋美佐子	17番	佐藤 博子
----	-------	----	-------	-----	-------

5. 事務局又は説明者

統括監	熱田 勇二	局長	田部 公利	主査	白築 香	統括主幹	小林 弘典
主事	新田 悠葉	主査	武田 知之				

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第215号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第216号 農地法第4条の規定による許可指令書の取り消し申請について
- ・議第217号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第218号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第219号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第220号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願い致します。</p> <p>(会長 新年のあいさつ)</p>
議 長	<p>それでは、ただ今の出席委員は、16名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第31回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番小山益男委員、8番神田邦昭委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告について ・合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届の受理について ・災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る届出書の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願い致します。質問はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、議第215号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書7ページ、議第215号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。8ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。</p> <p>番号1番から7番、〇〇町〇〇地区で地目は田5筆、畑2筆で関係者は2名、合計面積2,468㎡です。令和4年12月22日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適な</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>どやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然壊廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第215号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第215号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第215号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第216号農地法第4条の規定による許可指令書の取り消し申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第216号農地法第4条の規定による許可指令書の取り消し申請についてを説明します。議案書10ページをご覧ください。図面資料は3ページです。</p> <p>申請地は〇〇町〇〇の畑1筆です。この土地は墓地を移転するという事で令和4年6月20日に4条の転用許可が出されています。山の中腹にある墓地を家の近くに移転したいということで農地転用の計画がされましたが、お墓を建てる段階になって改めて親族の方々と協議をされたところ、申請地までの通り道が急傾斜すぎることから、管理が大変になるとのことで申請地への移転を断念されました。申請地の状況は現在も農地のままであり、許可取り消し後もそのまま畑として利用されるとのことです。以上について、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第216号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第216号農地法第4条の規定による許可指令書の取り消し申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第216号農地法第4条の規定による許可指令書の取</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>り消し申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議第217号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書11ページ、議第217号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書12ページをご覧ください。図面資料は4ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は828㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は高齢者福祉施設の職員及び関係者用駐車場として利用したいとのことで、計16台分の駐車場を整備されます。図面資料の5ページをご覧ください。写真を見ていただくとわかりますが、申請地は2段に分かれており山側の方が高くなっています。駐車スペースの配置につきましてはページをめくっていただいて8ページに計画図を掲載しております。下の段の方には職員と施設の来客用に14台分、上の段には施設利用者の送迎車両用に2台分駐車スペースを整備されるとのことです。始末書が提出されており、農振除外後に手続きが完了したと思い、農地転用申請をしないまま平成11年より駐車場として利用してしまったとのことです。農用地区域外で賃借料、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。以上報告しますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
3 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
3 番	<p>3番です。申請番号1番について説明します。この度の申請地は無断転用リストに記載されている農地で、以前に前任の農業委員が事業計画者へ説明されたようですが、手続きは終了していると言われ、その後進展がなく、年数が経っていました。現在は、事業計画者の世代交代が進み、再度、この案件について説明に伺ったところ今回の申請に至りました。転用時期は平成11年頃で、農地法の手続きを終えて申請地を利用していたつもりであったが、実際には農振除外の手続きのみで転用申請は行っていなかったということでした。申請を行っていなかったことを申し訳ないと釈明されました。始末書が出されております。転用を申請するに至った経過は先程のとおりであります。事業計画者からはいずれにせよ申請地は農地のままであり、必要な手続きを経ていないことが分かりましたので、この度正式に農地転用許可申請を行わせて頂きたいと存じます。必要な手続きを行う前に転用していましたこととお詫び申し上げます。この度の事を反省すると同時に、今後このようなことがないように留意いたしますということで出されておりますので、ご審議の程をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明は有りませんか。 (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、議第217号についての説明を終わります。次に、質疑はございますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第217号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第217号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第218号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第218号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを説明します。議案書14ページをご覧ください。図面資料は9ページからです。</p> <p>申請番号1番と2番がありますが、同じ場所ですので一緒に説明します。申請地は〇〇町〇〇の9筆で、申請番号1番については令和2年11月10日に、申請番号2番については平成30年9月10日に宅地分譲を行うという目的で5条の許可が出されています。その後、開発行為許可が下りるのが大幅に遅れたため、令和4年12月24日まで工期を延長するという事で令和3年9月に一度事業計画の変更が行われています。今回の変更内容もまた工期の変更ですが、令和5年5月31日まで延長したいとのことです。理由としましては、申請地の地盤が軟弱であったことや土質が悪かったことから事業量が当初の計画より増えてしまったとのことです。現在の申請地の状況については資料の10ページの写真のとおりです。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第218号についての説明を終わります。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第218号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第218号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第219号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>てを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書17ページ、議第219号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書18ページをご覧ください。</p> <p>今回は設定件数43件で内訳は〇〇町3件、〇〇町7件、〇〇町9件、〇〇町22件、〇〇町2件で、そのうち〇〇町の2件はしまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸で譲渡人から借受けた農地を公社から受け手への一括転貸が含まれております。また、借り受け戸数は10戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願いたいと思います。あの時計で14時05分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p>
	<p>・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議事参与の制限に該当する利用権貸借の申請番号24番を除く案件について、〇〇町よりお願いします。</p>
7 番	<p>はい、7番です。〇〇町は3件ありましたが、いずれも再設定であり、適当であると判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
9 番	<p>はい、9番です。〇〇町は20ページからで新規が1件、再設定が6件でございます。受けられる方が2人いらっしゃいますが、熱心に農業を営んでいらっしゃいますので問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
1 4 番	<p>はい、14番です。〇〇町は番号11番と12番の2件、番号13番から19番までの7件です。いずれも利用権を受ける方は条件を満たしていらっしゃいますし、再設定であることから承認妥当と判断させていただきましたので、ご承認の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
1 3 番	<p>はい、13番です。〇〇町の案件について説明いたします。25ページからの20番から23番までの4件は新規ですが、利用権を受けられる方は周辺で相当な実績がある方であり問題ないと思います。続いて、25番から41番までの17件はいずれも再設定であり問題は無いと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
1 1 番	<p>はい、11番です。一括方式の案件ですが、新規とされていますが従前も耕作されております。今回一括方式に変更となったものであり問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声 あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第219号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号24番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第219号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号24番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。〇〇町分の申請番号24番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、13番委員にはご退席願います。</p>
	<p>(13番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号24番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p>
5 番	<p>はい、5番です。24番の案件ですが、受け手は農業法人であり妥当と判断いたしましたのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第219号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち議事参与の制限に該当する申請番号24番の案件は、申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第219号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号24番の案件は、申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定いたしました。</p> <p>13番委員にはご着席願います。</p> <p>(13番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第220号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを議題とします。国土調査課より説明を求めます。</p> <p>(説明者 自己紹介)</p>
国土調査課	<p>議第220号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを説明します。今回の対象地区、事業計画区域名、〇〇町〇〇地区〇〇⑤-2工区外3工区をお願いします。</p> <p>それでは最初に〇〇⑤-2工区について説明します。資料の14ページをご覧ください。〇〇⑤-2の実施区域図となります。太線で囲んだ箇所が〇〇町〇〇地区内の今回の対象</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>地となっており、調査実施面積は1. 13㎏です。次に議案書の35ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が12筆、畑が20筆、合計32筆でした。調査後については田から他の地目として調査した内訳です。宅地1筆、山林3筆、原野5筆、雑種地5筆の合計14筆となる予定です。同様に畑については、山林12筆、原野7筆、雑種地1筆の合計20筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が34筆となります。なお、調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてです。まず、調査前の田は筆数が12筆、面積は1. 14haで、畑は筆数20筆、面積は0. 73haでした。調査後の田及び畑はいずれも筆数は0筆となりますので、面積も0haとなる予定です。</p> <p>次に、議案書36ページの地目別筆数面積変動表等調書をご覧ください。農地以外の地目についても調査前後の筆数、面積を載せております。詳細な説明については割愛させていただきますが、調査後の面積については現在の測量技術に基づいて現地を実測した面積としております。以上、〇〇工区の資料説明とさせていただきます。</p> <p>次に、〇〇町〇〇③工区についてご説明します。資料15ページをご覧ください。太線で囲んだ箇所が〇〇町〇〇地区内の今回の対象地であり、〇〇自治会を中心とした山林部の区域となっており、調査実施面積は0. 97㎏です。次に議案書の37ページの地目変更一覧表をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が20筆、畑が25筆、合計45筆でした。調査後について、田から他の地目として調査した内訳ですが、山林が20筆となる予定です。同様に畑については、山林22筆、原野1筆の合計23筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が43筆となります。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてです。調査前の田は筆数が20筆、面積は1. 10haで、畑は筆数25筆、面積は0. 71haでした。調査後の田及び畑は、いずれも筆数は0筆となりますので、面積も0haとなる予定です。議案書38ページ、地区全体の変動について記載している地目別筆数面積変動表等調書はお目通しいただくことで説明は省略させていただきます。</p> <p>次に、〇〇町〇〇②工区についてご説明します。資料16ページをご覧ください。太線で囲んだ箇所が〇〇町〇〇地区内の今回の対象地であり、〇〇の西側の山林部の区域となっており、調査実施面積は1. 56㎏です。次に議案書の39ページの地目変更一覧表をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が70筆、畑が49筆、合計119筆でした。調査後について、田から他の地目として調査した内訳ですが、山林が58筆、原野2筆、雑種地1筆、牧場4筆の合計65筆となる予定です。同様に畑については山林45筆、雑種地1筆の合計46筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が111筆となります。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてです。調査前の田は筆数が70筆、面積は4. 45haで、畑は筆数49筆、面積は1. 03haでした。調査後の田及び畑はいずれも筆数は0筆となりますので面積も0haとなる予定です。議案書40ページの地目別筆数面積変動表等調書の説明は省略させていただきます。</p> <p>次に、〇〇町〇〇①工区についてご説明します。資料17ページをご覧ください。太線</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>で囲んだ箇所が〇〇町〇〇地区内の今回の対象地であり、〇〇の東側の山林部の区域となっており、調査実施面積は2. 11㎏です。次に議案書の41ページの地目変更一覧表をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目については田が2筆、畑が10筆、合計12筆でした。調査後については田から他の地目として調査した内訳は山林が2筆となる予定です。同様に畑については山林7筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が9筆となります。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてです。調査前の田は筆数が2筆、面積は0. 27haで、畑は筆数10筆、面積は0. 17haでした。調査後の田及び畑はいずれも筆数は0筆となりますので、面積も0haとなる予定です。議案書42ページの地目別筆数面積変動表等調書の説明は省略させていただきます。</p> <p>なお、今回の4工区の地籍調査の成果として、法務局で変更登記が確定するのは令和6年となる予定でございますのでご承知おきください。以上、議題220号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についての説明を終わります。ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>議長 私からお聞きしたいことがあります。原野と雑種地の定義付けについて、地籍ではどのような判断をされていますか。</p> <p>国土調査課 原野は草とかが繁茂している状態としています。木が生えている状態であれば山林と判断しますので、それまでの草が生えている状態であれば原野と判断して認定します。雑種地については手が加えられているような土地、例えば造成地であるとか、駐車場とかです。そうした形で利用されていると思われる土地については雑種地と判断いたします。</p> <p>議長 はい、ありがとうございました。農業委員会も農地パトロールでこのような判断に困ることがありますが、共通の判断基準を持っていないといけないという思いからお聞きしたところでした。ありがとうございました。皆さん方、その他質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議長 討論を終わります。お諮りいたします。議第220号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議長 異議なしと認めます。よって、議第220号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長へ報告することに決定いたしました。</p> <p>議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>事務局 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p>
	(14:25終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____